

広島県立河内高等学校いじめ防止委員会設置要項

(設置)

第1条 校務運営規程第28条に基づき、「いじめ防止委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員は、校長が指名する。

(業務内容)

第3条 担当者は、いじめの防止等に係る次の業務を遂行する。

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取り組み
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った生徒に対する指導
- (6) いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- (7) 専門的な知識を有する者等との連携等
- (8) その他いじめの防止に係ること

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成25年8月26日から施行する。

別表

いじめ防止委員会

- (1) 構成：体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口、該当生徒の担任および学年主任
- (2) 所掌事項：いじめの防止等に係る業務